

医療従事者の需給に関する検討会 第1回 理学療法士・作業療法士需給分科会	参考資料2
平成28年4月22日	

本部会が平成3年8月策定した理学療法士作業療法士の需給計画は、平成11年をもって終了したところであるが、平成12年4月からの介護保険法の施行等、理学療法士、作業療法士を取り巻く状況が大きく変化している。このため、今後の需要と供給について、検討委員会を設置し鋭意検討を行った結果、別添のとおり結論を得たので報告する。

国においてはこの結果を踏まえて、理学療法士、作業療法士の養成が適切になされるよう関係者に周知を図られたい。

平成12年11月30日

厚生大臣 津島雄二 殿

医療関係者審議会理学療法士作業療法士部会

部会長	上 田 敏
委員	飯 田 勝
	岩 瀬 義 昭
	千 野 直 一
	渡嘉敷 暁
	中 村 隆 一
	中 屋 久 長
	羽生田 俊
	三 上 真 弘
	毛 利 昌 史

# 理学療法士及び作業療法士の需給の 推計に関する意見書

## 1. はじめに

リハビリテーション医療の根幹をなすべき理学療法、作業療法についての専門技術者として、理学療法士及び作業療法士の資格制度が設けられたのは昭和40年である。以来、関係者の努力等により養成が進められ、平成12年6月末現在の免許取得者数は、理学療法士が26,910名、作業療法士が14,863名となっている。

その間、計画的な養成が図られるよう当部会により数回にわたり、需給計画を示してきたところであるが、平成3年8月策定した理学療法士作業療法士の需給計画では、平成11年には理学療法士については、需要が23,800人、作業療法士については、需要が15,800人見込まれた。このため養成の目標を入学定員ベースで、理学療法士2,800人、作業療法士2,300人としたところ、平成11年には計画を上回る養给力（理学療法士3,631人、作業療法士3,113人）が確保され、実際の供給数も計画で見込まれた需要数とほぼ近似する結果となっている。

しかしながら、直近の需給計画策定を行った平成3年以来、介護保険法の施行等新たな需要要因が生ずるなど理学療法士、作業療法士を取り巻く諸状況が変化してきている。とりわけ、平成7年には、障害者対策に関するリハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を踏まえつつ、7つの視点から施策の重点的な推進を図るための障害者プランが策定され、また平成11年には、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、介護サービス基盤の整備を含む総合的な新たなプランとして「ゴールドプラン21」が策定された。これらに基づく各種事業が展開されてきており、その中には理学療法士、作業療法士に関わる事業も多く含まれている。

こうした状況を踏まえ、当部会としてゴールドプラン21の目標年次である平成16年を目途に、新たに需給を推計することとした。その結果は以下のとおりである。

## 2. 需要と供給

理学療法士及び作業療法士の需要と供給は、概ね以下のような数で推移するものと見込まれる。

(1) 理学療法士の需要については、別表に示すとおり、平成16年には約46,000人となるものと推計される。

一方、養成施設及び学校が現状の平均的増加を続けた場合、平成16年には入学定員が5,500人程度となり、供給については同年には約37,200人となる見込みである。

(2) 作業療法士の需要については、別表に示すとおり、平成16年には約33,000人となるものと推計される。

一方、養成施設及び学校が現状の平均的増加を続けた場合、平成16年には入学定員が5,200人程度となり、供給については同年には約24,200人となる見込

みである。

この結果、理学療法士及び作業療法士については、平成16年時点では、需要が供給を上回っていることになる。しかしながら、仮に平成16年以降、養成施設・学校の定員が増加しないとしても、毎年の免許取得者はそれぞれ4,000人前後に及ぶことから、需要と供給は平成16年以降2から3年以内に均衡に達し、以後逆転すると推測される。

### 3. おわりに

今回の需給の推計は、ゴールドプラン21、障害者プランの実施を中心に現在把握する諸要因を盛り込んで平成16年を目途に推計したものである。

それによると、需要と供給は平成16年以降2から3年以内に均衡に達し、理学療法士、作業療法士が過剰になることが予測されることから、その養成が適切に行われるよう関係者への周知徹底が必要であると考えられる。

また、医療に従事する理学療法士、作業療法士については、地域差が認められ、医療以外の分野に従事する理学療法士、作業療法士についても同様の傾向が認められるものと類推されることから、その養成に当たっては、地域の実情に十分配慮しながらすすめる必要がある。

## 理学療法士作業療法士の需給の推計について

## 1 需要の推計方法

## (1) 基本的考え方

- 将来の各施設、各事業の推計数にそれぞれ必要と考えられる理学療法士、作業療法士の数を乗じることにより、将来の需要を推計した。
- 推計の期間については、ゴールドプラン21の目標年次が平成16年であること等から平成16年までとした。

## (2) 各施設、各事業ごとに必要な理学療法士、作業療法士の数の推計

- 各施設、各事業についての法令上の基準、各施設、各事業の実情及び平成3年に作成した需給計画を踏まえ設定した。

## (3) 将来の各施設、各事業の数の推計

- ゴールドプラン21等において目標数が示されている施設、事業（例えば介護老人保健施設、介護老人福祉施設）については、当該目標数を用いた。
- 上記以外については、過去10年間の伸びを用いて推計した。

## 2 供給の推計方法

## (1) 基本的考え方

- 平成16年を目途に推計した。
- 現在の免許取得者数に各年の新規免許取得者数を加えることにより将来の免許取得者数を推計し、これに就業率を加味することにより将来の供給を推計した。

## (2) 各年の新規免許取得者数

- 入学定員については、理学療法士については平成8年から12年の平均増加率319名/年を基にすると、平成16年には平成12年の定員の1.3倍に増加すると推計した。

作業療法士については平成8年から12年の平均増加率386名/年を基にすると、平成16年には平成12年の定員の1.4倍に増加すると推計した。

- 3年課程の養成施設では入学から3年後に、4年課程では4年後に全学生が卒業の上国家試験を受験するものとし、合格率については、平成8年から12年の平均として理学療法士95.6%、作業療法士94.0%を用いて当該年の新規免許取得者数を推計した。

## (3) 将来の就業者数の推計

- 免許取得者数に就業率90%を乗じることにより、就業者数を推計した。
- なお、死亡者数については、各年齢階級ごとの死亡率を用いて補正すべきであるが、就業率の誤差の範囲に含めることにした。

### 3 需要の推計結果（平成16年）

#### (1) 各領域別の需要の推計結果

(単位人)

	理学療法士	作業療法士
医療機関	28,100	17,200
老人保健施設及び事業	4,100	4,100
福祉施設及び事業	11,700	10,300
その他（教育・研究・行政等）	2,100	1,400
合計	46,000	33,000

#### (2) 平成3年推計からの主な増加分

- ・ゴールドプラン21関係（理学療法士4,500人、作業療法士3,300人）
- ・障害者プラン関係（理学療法士2,500人、作業療法士3,000人）

別表

理学療法士、作業療法士の需給の推計

(単位人)

区分	平成11年		平成16年推計	
	理学療法士	作業療法士	理学療法士	作業療法士
需要	23,800 (平成3年時の推計)	15,800 (平成3年時の推計)	46,000	33,000
供給	23,896 (平成11年12月末現在)	12,627 (平成11年12月末現在)	37,200	24,200
入学定員数	3,631 (平成11年4月現在)	3,113 (平成11年4月現在)	5,500	5,200